

大津市横断旗交付要領

(目的)

第1条 大津市内の横断歩道や子どもが頻繁に渡る道路等において、市民が安全に渡り、交通事故の発生を防止することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この要領による横断旗の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、交通事故防止に取り組む次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 大津交通安全協会・大津北交通安全協会
- (2) 自治連合会
- (3) 自治会
- (4) その他、市長が認めた団体

(交付物品)

第3条 交付対象者へ交付する物品(以下「交付物品」という。)は大津市市民部自治協働課で管理する横断旗とする。

(交付手続き)

第4条 交付対象者は大津市横断旗交付申請書兼受領書を大津市市民部自治協働課へ提出するものとする。

2 交付物品は、大津市市民部自治協働課窓口で交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 交付を受けた者は、交付物品を適正に管理しなければならない。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。